

令和2年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔I〕

議案番号	議 題	
第53号議案	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第2号）……………	1
第54号議案	令和2年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）………	4
第55号議案	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第3号）……………	5
第56号議案	令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算 （第1号）……………	7
第57号議案	令和2年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第1 号）……………	9
第58号議案	春日井市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する 条例について……………	10
第59号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について……………	12
第60号議案	春日井市市税条例等の一部を改正する条例について……………	14
第61号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について……………	25
第62号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	28
第63号議案	春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例について……………	31
第64号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい て……………	33
第65号議案	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	36
第66号議案	春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について…	38
第67号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について……………	40
第68号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に ついて……………	43
第69号議案	春日井市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例について……………	45

第70号議案	文芸館舞台照明設備改修その他工事の請負契約について…	47
第71号議案	(仮称)朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の請負契約について……………	48
第72号議案	(仮称)朝宮公園総合管理棟外1棟整備工事(建築)の請負契約について……………	49
第73号議案	高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の請負契約について……………	51
第74号議案	熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事の請負契約について……………	52
第75号議案	消防自動車の取得について……………	53
第76号議案	消防自動車の取得について……………	54
第77号議案	消防自動車の取得について……………	55
第78号議案	農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて……………	56
報告第2号	令和元年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて……………	57
報告第3号	令和元年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて……………	61
報告第4号	令和元年度春日井市一般会計予算の事故繰越しについて…	65
報告第5号	令和元年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰越しについて……………	69
報告第6号	令和元年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて…	73
報告第7号	令和元年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて……………	77
報告第8号	損害賠償の額の決定に関する専決処分について……………	80

第 53 号議案

令和 2 年度春日井市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度春日井市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,977,047 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141,270,397 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		47,337,936	46,166	47,384,102
	1 国庫負担金	12,757,617	36,000	12,793,617
	2 国庫補助金	34,523,384	10,166	34,533,550
20 繰入金		4,575,355	1,930,881	6,506,236
	1 繰入金	4,575,355	1,930,881	6,506,236
歳入合計		139,293,350	1,977,047	141,270,397

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,587,380	30,000	11,617,380
	1 総務管理費	9,794,473	30,000	9,824,473
3 民生費		76,731,597	938,320	77,669,917
	1 社会福祉費	54,766,474	52,000	54,818,474
	2 児童福祉費	16,729,799	886,320	17,616,119
4 衛生費		10,347,291	843,727	11,191,018
	4 上水道費	215,737	843,727	1,059,464
7 商工費		3,084,506	150,000	3,234,506
	1 商工費	3,084,506	150,000	3,234,506
10 教育費		12,233,845	15,000	12,248,845
	1 教育総務費	1,280,540	15,000	1,295,540
歳出合計		139,293,350	1,977,047	141,270,397

第54号議案

令和2年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度春日井市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度春日井市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業収益	6,169,622千円	2,227千円	6,171,849千円
第1項 営業収益	5,162,832千円	△841,500千円	4,321,332千円
第2項 営業外収益	1,006,788千円	843,727千円	1,850,515千円
支 出			
第1款 水道事業費用	5,698,280千円	2,227千円	5,700,507千円
第1項 営業費用	5,528,266千円	2,227千円	5,530,493千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第9条中「経費」の次に「、基本料金免除及び基本料金免除に要する経費」を加え、「1,957千円」を「845,684千円」に改める。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 55 号議案

令和 2 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度春日井市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 276,523 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141,546,920 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		47,384,102	28,500	47,412,602
	2 国庫補助金	34,533,550	28,500	34,562,050
20 繰入金		6,506,236	248,023	6,754,259
	1 繰入金	6,506,236	248,023	6,754,259
歳入合計		141,270,397	276,523	141,546,920

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,617,380	25,496	11,642,876
	1 総務管理費	9,824,473	△ 3,004	9,821,469
	3 戸籍住民基本台帳費	603,751	28,500	632,251
8 土木費		13,184,944	221,650	13,406,594
	4 都市計画費	8,689,295	221,650	8,910,945
10 教育費		12,248,845	29,377	12,278,222
	1 教育総務費	1,295,540	△ 623	1,294,917
	2 小学校費	1,993,220	20,000	2,013,220
	3 中学校費	1,234,597	10,000	1,244,597
歳出合計		141,270,397	276,523	141,546,920

第56号議案

令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度春日井市春日井市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号に定めた資産整備費の業務の予定量を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
資産整備費	721,750千円	132,341千円	854,091千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 病院事業費用	18,687,666千円	11,237千円	18,698,903千円
第2項 医業外費用	752,990千円	11,237千円	764,227千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,295,928千円は、過年度分損益勘定留保資金1,292,199千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,729千円」を「不足する額1,428,269千円は、過年度分損益勘定留保資金1,424,143千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,126千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,167,782千円	132,341千円	2,300,123千円
第1項 建設改良費	1,299,371千円	132,341千円	1,431,712千円

(重要な資産の取得の補正)

第5条 予算第12条に定めた重要な資産の取得に次のとおり追加する。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	人工心肺装置	一 式
器 械 備 品	心臓血管用超音波診断装置	一 式

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 57 号議案

令和 2 年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第 2 条 令和 2 年度春日井市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業収益	7,378,310千円	0千円	7,378,310千円
第 1 項 営 業 収 益	3,455,446千円	△221,650千円	3,233,796千円
第 2 項 営 業 外 収 益	3,922,863千円	221,650千円	4,144,513千円

（他会計からの補助金の補正）

第 3 条 予算第 9 条中「891,402千円」を「1,113,052千円」に改める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 58 号議案

春日井市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例について

春日井市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

市長、副市長及び教育長の給料月額は、令和2年8月から令和3年3月までの間、春日井市特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年春日井市条例第27号）第3条第1号から第3号までの規定にかかわらず、同条第1号から第3号までに定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第1号から第3号までに定める額とする。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため必要があるからである。

第 59 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特殊勤務手当に関する特例措置）

- 16 別表第4衛生手当の項第1号の規定は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に感染した者又はその疑いのある者の診察、検査若しくは救急搬送に係る業務又はこれらに準ずると市長が認める業務に従事した場合の特殊勤務手当の支給について準用する。この場合において、同号中「日額300円」とあるのは、「日額3,000円（新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に感染した者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり近接して行う業務に従事した場合にあっては、4,000円）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市職員の給与に関する条例の規定は、令和2年1月27日以後に従事した業務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前に従事した業務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した者等の診察等に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため必要があるからである。

第 60 号議案

春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

春日井市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市市税条例等の一部を改正する条例

(春日井市市税条例の一部改正)

第1条 春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第51条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第66条の3の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第66条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第67条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第87条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第87条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第119条第6項中「第51条第6項」を「第51条第7項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「までの」を「まで、第61条又は第62条の」に改め、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第10項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第26条中「若しくは第44項」を「、第44項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第29条 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が別に指定する期間とする。

第2条 春日井市市税条例の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第32条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第34条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改め、同項第5号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合と」を「その年における当該加算した割合と」に改める。

附則第5条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第26条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第30条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第32条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第31条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 春日井市市税条例の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34

項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第23条中「及び第4項」を削る。

第25条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第30条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第30条第2項の表第1号」を「同号」に、「第45条第10項から第12項まで」を「第45条第9項から第16項まで」に改める。

第30条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第32条の5第1項中「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額」、「又は個別帰属法人税額」及び「又は連結事業年度分」を削り、同条第2項中「から第3号まで」を「又は第2号」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の

8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第321条の8第47項」を「第321条の8第57項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第47条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人

税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第50条第4項から第6項までを削る。

第87条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条の2第2項及び第5条第1項中「及び第4項」を削る。

(春日井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 春日井市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年春日井市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中春日井市市税条例第26条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中春日井市市税条例第66条の3の次に1条を加える改正規定、第67条の改正規定並びに第87条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条第4項及び附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条、次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条中春日井市市税条例第87条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年
4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の春日井市市税条例（次条において「3年新
条例」という。）附則第4条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日
以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金
については、なお従前の例による。

（個人の市民税に関する経過措置）

第3条 3年新条例第26条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第32条の2及び
第34条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について
適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る3年新条例第34条の
2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあ
るのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法
律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」とい
う。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該
当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第25
条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の春日井市市税条例の規定
中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条に
おいて「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を
改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロ
に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以
下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連
結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年
旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項にお

いて同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の春日井市市税条例(以下「2年新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第51条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 2年新条例第51条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 2年新条例第66条の4の規定は、令和2年10月1日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 この条例の施行の日の前日までに新たに取得された地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第30項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 2年新条例附則第10条の2第19項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に新たに取得され、又はリース取引により引渡しを受けた地方税法附則第64条に規定する家屋及び構築物に対して課する令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和2年12月31日までの間における前項の規定の適用については、同項中「附則第64条」とあるのは、「附則第62条」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第8条 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における2年新条例附則第26条の規定の適用については、同項中「、第44項若しくは第48条」とあるのは、「若しくは第44項」とする。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、ひとり親を個人の市民税の非課税措置の対象とする等のため必要があるからである。

第 61 号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率（民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の法定利率をいう。以下同じ。）」に改め、同条第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき

事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第3条の4第5項及び第6項並びに第4条第7項及び第8項の規定は、令和2年4月1日以後に発生した事故又は診断により発生が確定した疾病に係る障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金について適用し、同日前に発生した事故又は診断により発生が確定した疾病に係る障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定する等のため必要があるからである。

第 62 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「14 証明等手数料」の表住民基本台帳法第12条の4の規定に基づく住民票の写しの交付の項の次に次のように加える。

住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票の写しの交付		1件	300円	個人のもの1通をもって1件とする。
住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明書の交付		1件	300円	用紙1枚をもって1件とする。

別表「14 証明等手数料」の表住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の項の次に次のように加える。

住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付		1件	300円	同一戸籍のもの1通をもって1件とする。
--	--	----	------	---------------------

別表「14 証明等手数料」の表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付の項を削り、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号

カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、通知カードの再交付に係る手数料を廃止する等のため必要があるからである。

第 63 号議案

春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

春日井市後期高齢者医療に関する条例（平成20年春日井市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（市が行う事務の特例）

- 3 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し支給される傷病手当金に関する事務を行うため必要があるからである。

第 64 号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険条例（昭和34年春日井市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、当該金額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 8 附則第5項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、

健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法、国民健康保険法の規定に基づく条例（この条例を除く。）若しくは規約又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく条例によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間については、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額に満たないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市国民健康保険条例の規定は、令和2年1月1日から規則に定める日までの期間について適用する。

説 明

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し傷病手当金を支給するため必要があるからである。

第 65 号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格について規定を整備するため必要があるからである。

第 66 号議案

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例について

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市子どもの家条例の一部を改正する条例

春日井市子どもの家条例（平成17年春日井市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

春日井市押沢台子どもの家	春日井市押沢台2丁目7番地
--------------	---------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに押沢台地内に子どもの家を設置するため必要があるからである。

第 67 号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に係る基準を緩和する等のため必要があるからである。

第 68 号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の連携施設の確保に係る基準を緩和するため必要があるからである。

第 69 号議案

春日井市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に
ついて

春日井市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

春日井市下水道条例の一部を改正する条例（令和2年春日井市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和2年10月1日」を「令和3年1月1日」に改め、附則第2項中「令和2年12月1日」を「令和3年3月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、下水道使用料の改定時期を変更するため必要があるからである。

第70号議案

文芸館舞台照明設備改修その他工事の請負契約について

文芸館舞台照明設備改修その他工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 文芸館舞台照明設備改修その他工事
- 2 契 約 金 額 191,290,000円
- 3 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備
- 4 工 事 内 容 舞台照明設備改修等工事一式

第71号議案

(仮称) 朝宮公園多目的総合運動広場整備工事の請負契約について

(仮称) 朝宮公園多目的総合運動広場整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 工 事 名 (仮称) 朝宮公園多目的総合運動広場整備工事
- 2 契 約 金 額 1, 247, 400, 000円
- 3 契約の相手方 大有・大幸・アサヒ特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市岩野町2丁目13番地20
大有建設株式会社春日井営業所
構成員 春日井市勝川町5丁目31番地2
大幸建設工業株式会社
構成員 春日井市稲口町4丁目19番地3
アサヒビルド株式会社
- 4 工 事 内 容 運動広場整備工事一式

第 72 号議案

(仮称) 朝宮公園総合管理棟外 1 棟整備工事 (建築) の請負契約について

(仮称) 朝宮公園総合管理棟外 1 棟整備工事 (建築) について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 (仮称) 朝宮公園総合管理棟外 1 棟整備工事 (建築)
- 2 契 約 金 額 3 4 8, 1 5 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 高柳・東洋特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町 5 丁目 75 番地
株式会社高柳組
構成員 春日井市岩野町 1 丁目 49 番地
東洋建設株式会社

4 工事内容 総合管理棟 鉄骨造平屋建

建築面積 1, 112. 12 m²

延べ面積 967. 80 m²

倉庫 鉄骨造平屋建

建築面積 248. 94 m²

延べ面積 248. 94 m²

第73号議案

高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事の請負契約について

高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 高蔵寺まなびと交流センター運動場整備工事
- 2 契 約 金 額 137,577,000円
- 3 契約の相手方 春日井市堀ノ内町4丁目1番地20
株式会社永賢組
- 4 工 事 内 容 運動場整備工事一式

第74号議案

熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事の請負契約について

熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 工 事 名 熊野桜佐地区雨水2号調整池築造工事
- 2 契 約 金 額 627,000,000円
- 3 契約の相手方 王春・松原特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市高蔵寺町3丁目39番地
王春工業株式会社
構成員 春日井市大泉寺町292番地58
株式会社松原組
- 4 工 事 内 容 雨水調整池 貯留量 8,300m³

第 75 号議案

消防自動車の取得について

次のとおり消防自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 物 品 内 容 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車
- 2 取 得 価 格 139,700,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店

第76号議案

消防自動車の取得について

次のとおり消防自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊藤 太

- 1 物 品 内 容 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車
- 2 取 得 価 格 71,170,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

第 77 号議案

消防自動車の取得について

次のとおり消防自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 物 品 内 容 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
- 2 取 得 価 格 51,700,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

第 78 号議案

農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求める。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

報告第2号

令和元年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和元年度春日井市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度繰越額	計
2 総務費	1 総管理費	庁舎非常用発電機取替工事	320,000,000	10,000,000		10,000,000
8 土木費	3 河川費	熊野桜佐地区雨水1号調整池整備	1,665,000,000	850,000,000	102,458,000	952,458,000
		熊野桜佐地区雨水3号調整池整備	1,181,000,000	200,000,000		200,000,000
	4 都市計画費	名鉄味美駅周辺整備	1,120,000,000	352,500,000		352,500,000
10 教育費	4 社会教育費	朝宮公園第1期整備	3,589,000,000	770,000,000		770,000,000

(単位：円)

支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他
	10,000,000	10,000,000			10,000,000	
370,406,576	582,051,424	582,051,424	38,051,424	201,900,000	342,100,000	
81,298,000	118,702,000	118,702,000	2,402,000	95,200,000	21,100,000	
70,800,000	281,700,000	281,700,000	23,025,000	28,875,000	229,800,000	
307,170,100	462,829,900	462,829,900	49,929,900		412,900,000	

報告第3号

令和元年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和元年度春日井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設 非常用自家発電設備 整備補助	7,580,000
		老人福祉施設 非常用自家発電設備 ・給水設備整備補助	16,660,000
8 土木費	4 都市計画費	熊野桜佐土地 区画整理事業	65,060,000
		高座線整備	63,400,000
		J R 春日井駅 南東地区市街地 再開発事業補助	944,330,000
10 教育費	2 小学校費	小学校 I C T 教育 環境整備	478,200,000
	3 中学校費	中学校特別教室 空調機設置工事	223,000,000
		中学校 I C T 教育 環境整備	219,200,000
	4 社会教育費	総合体育館第2 競技場・柔剣道場 空調設備整備	122,000,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
7,580,000		7,580,000	
16,660,000		14,867,000	1,793,000
65,060,000		61,730,000	3,330,000
58,000,000		52,580,000	5,420,000
944,330,000		944,275,000	55,000
478,200,000		478,112,000	88,000
223,000,000		222,989,000	11,000
219,200,000		219,138,000	62,000
119,183,900		89,300,000	29,883,900

報告第4号

令和元年度春日井市一般会計予算の事故繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和元年度春日井市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
2 総務費	1 総務管理費	シティプロ モーション 推進業務委託	14,990,000	10,700,000	4,290,000
8 土木費	4 都市計画費	む つ み 橋 改 修 工 事	38,423,000		38,423,000

(単位：円)

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
		既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
	4,290,000			4,290,000	新型コロナウイルス感染症の影響によりPR動画制作に係る撮影・編集作業が困難となったため
	38,423,000		28,800,000	9,623,000	主桁上部に付属する鋼材等の支障物を除去する作業に時間を要し、工事が遅延したため

報告第5号

令和元年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和元年度春日井市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算額	前年度 繰越額	計
1 資本的 支出	1 建設 改良費	南部浄化センター汚泥処理設備更新事業	803,000,000	399,000,000		399,000,000
		熊野桜佐 ポンプ場 整備事業	4,721,600,000	408,800,000		408,800,000

(単位：円)

支 払 義 務 発 生 額 (見込)	残 額	翌 年 度 繰 越 額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			企 業 債	国 庫 補 助 金	出 資 金	
176,900,000	222,100,000	222,100,000	100,200,000	121,715,000	185,000	
259,290,000	149,510,000	149,510,000	97,500,000	52,000,000	10,000	

報告第6号

令和元年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和元年度春日井市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道配水管 布設替工事 (上条町その1)	36,740,000	
		上水道配水管 布設替工事 (上条町その2)	32,450,000	
		上水道熊野桜佐土地 区画整理事業地内 配水管布設工事 (その4)	24,090,000	
		上水道配水管 水管橋架設替工事 (大手町外1町)	13,695,000	
		上水道配水管 布設工事 (高座町)	8,415,000	
		上水道配水管 布設工事 (西山町)	9,570,000	

(単位：円)

翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	損益勘定 留保資金	工事収入			
36,740,000	16,400,000	20,340,000			関連する 事業の工程 変更により 工事が遅延 したため
32,450,000	18,036,000	14,414,000			
24,090,000		24,090,000			
13,695,000	13,695,000				
8,415,000	8,415,000				
9,570,000		9,570,000			

報告第7号

令和元年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

令和元年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	内水シミュレーション 業務委託	39,800,000		39,800,000
		上条地区管渠整備事業	739,670,000	263,500,000	476,170,000
		熊野桜佐地区雨水幹線等 整備事業	514,370,000	57,000,000	457,370,000
		第2中継ポンプ場整備事業	275,720,000	69,700,000	206,020,000
		高蔵寺浄化センター 更新整備事業	665,090,000	262,000,000	403,090,000

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要する たな卸資産 の購入限度額	説 明
企 業 債	国 補 助 庫 金	出 資 金			
	19,898,000	19,902,000			国の令和元年度補正予算の補助金を活用し、令和2年度の当初予算で計上予定の事業を前倒して施行するため
304,500,000	165,572,000	6,098,000			地下埋設物の影響で工事の工程が遅延したため
282,300,000	174,800,000	270,000			玉石の影響等で工事の工程が遅延したため及び国の令和元年度補正予算の補助金を活用し、令和2年度の当初予算で計上予定の事業を前倒して施行するため
96,000,000	99,507,850	10,512,150			地質の影響で工事の工程が遅延したため
203,400,000	191,645,575	8,044,425			腐食が判明した既設電線管の布設替え等に不測の日数を要し、工事の工程が遅延したため

報告第8号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年6月16日提出

春日井市長 伊 藤 太

番号	事 故 の 概 要			賠償額	専決処分日
	発生年月日	事故の種類	発生場所		
1	平成年月日 30. 12. 13	道路事故（側溝上の蓋）	関田町地内	円 72,988	平成年月日 31. 4. 18
2	31. 4. 17	道路事故（道路凹凸）	東山町地内	115,128	令和年月日 元. 5. 28
3	31. 4. 26	道路事故（歩道ます）	西山町地内	24,918	元. 6. 22
4	31. 4. 11	自動車事故（接触）	牛山町地内	104,000	元. 7. 24
5	令和年月日 元. 7. 2	自動車事故（接触）	鳥居松町地内	131,176	元. 8. 22
6	元. 7. 5	自動車事故（接触）	廻間町地内	284,000	元. 9. 2
7	元. 8. 31	道路事故（道路凹凸）	内津町地内	278,338	元. 10. 1
8	元. 9. 18	自動車事故（接触）	鷹来町地内	104,665	元. 10. 18
9	元. 9. 29	道路事故（側溝上の蓋）	勝川町地内	5,916	元. 11. 10
10	元. 10. 3	道路事故（側溝上の蓋）	稲口町地内	187,550	元. 11. 14
11	元. 10. 2	自動車事故（接触）	瑞穂通地内	301,926	元. 11. 19
12	平成年月日 31. 2. 6	道路事故（道路凹凸）	高蔵寺町地内	4,745	元. 12. 16
13	令和年月日 元. 5. 26	道路事故（道路凹凸）	梅ヶ坪町地内	519,082	2. 2. 1
14	2. 2. 2	施設事故（遊具）	西山町地内	6,340	2. 2. 27
15	2. 1. 30	自動車事故（接触）	明知町地内	186,920	2. 3. 25